

一身近にある女性への暴力

あなたはどうしたいと思っている？



## 彼は眉ひとつ動かすことなく、 あなたを操縦できるのです

ちょっと、機嫌が悪かっただけ？

ちょっと、言い過ぎただけ？

ちょっと、脅かしただけ？

ちょっと、面白がっただけ？

ちょっと、無視しただけ？

たいしたことではないと思うことにしよう…。

「私は被害者だ」と自覚するのは苦しくて、悲しい。



でもね、

あなたは失敗したり間違ったり、知らなかったり忘れてたり、できなかつたりしてもいい。

誰かの機嫌を損ねないように気遣う日々を送らなくていい。

あなたが完全でないことを、だれも責めることはできない。

あなたは、そのまま、あなたにとってだれよりも大切な存在。

自分のことは自分で決められる“力”をもった存在。



## 暴力の支配

# 親密な関係におこる暴力は「DV」(ドメスティック・バイオレンス)、恋人間の暴力は「デートDV」。深刻さはどちらも同じです

彼が私に暴力を振るう？ 私の家庭に暴力がある？ そんなことはあってはならないし、信じたくない。私さえ上手に対応すれば、と思いませんか？

加害者自ら暴力を手放さない限り、被害者の努力や我慢では状況を変えることはできません。

### <あなたに起こっている暴力>

暴力は威圧感や恐怖感を与えて支配するための手段です

殴る蹴る、怒鳴る、刃物を突きつける…だけが暴力ではありません。あなたに「ダメージを与えること」すべてが暴力です。

- 責任転嫁・正当化:「怒らせるお前が悪い」と暴力の原因はあなたにあると言う／あなたが不利になる嘘、自分が優越感に浸れる嘘をつき、ばれても「冗談」とごまかす／自分の暴力は「そんなことぐらい」と軽く振舞う。
- すべてが気に入らない:例えば、暖房を「入れていい?」と聞くと「聞かなければわからないのか」と怒る。黙って入れると「なぜ入れるんだ」、入れなければ「なぜ入れないんだ」と怒る。
- 子どもを利用:子どもの前で怒鳴りつけたり、あなたの欠点を繰り返し聞かせる／子どもへの暴力をほのめかす。
- 自分が最優先:あなたの予定を無視する行動／自分の趣味にはお金を遣うがあなたには生活費だけ／自分の好みの服装や髪形をあなたに強制する。
- 経済的な自由を奪う:あなたが働くのを嫌がる／生活費を渡さない／借ったお金を返さない／お金の遣い方を細かくチェック。
- 監視し孤立させる:外出には送り迎えをし、頻りに電話やメール／

交際範囲を制限し、電話や行動を報告させる／親や友人との仲を絶つようにし向ける／携帯電話をチェックし、メールやアドレスを削除／あなたについて悪意ある噂を流す。

- 無力感:すべて自分が決めて従わせる／友人の前で侮辱／あなたの大切な物を捨てたり壊したり、ペットを苛める。
- 無視:口をきかない目を合わせない食事を一緒にしないなど、存在を否定。
- 言葉の攻撃:「誰のおかげで生活できるんだ」「だらしない女」「それでも母親か」など弱点をねらって人格を否定。
- 性的行為の強要:見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる／避妊に協力しない／わいせつな写真や動画を撮影。
- 不機嫌は許さない:あなたは殴られても蹴られても、にっこりしなければならぬ／あなたの体調が悪くても自分の思い通りにならなければ「お前が悪い」
- 脅す:殴る真似／「痛い思いをしたいのか」「我慢しているのがわかるか」／別れ話をすると「死んでやる」／あなたの秘密をばらすと言う。

### Q どこに相談したらいいの？

緊急の場合は警察に通報してください。病院では必ず診断書をもらいましょう。婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターは相談だけでなく、一時保護も行います。男女共同参画センターにも相談室があります。(裏面に掲載しています。)

### Q 彼は優しいときもありますか？

DVの多くは、爆発期(暴力が始まる)、安定期(優しくなりプレゼントや謝罪も)、緊張期(些細なことで怒る)を繰り返します。気弱な顔も見せるため、「本当は優しい人」「立ち直って欲しい」と思ってしまいます。しかし、このサイクルこそが、DVの罠です。

### Q 恋人同士にも暴力があるの？

束縛や自己犠牲を「愛情」と誤解し、被害者、加害者双方に犯罪という認識がない場合も少なくありません。2011年度の内閣府調査によると、10代、20代女性の13.7%がデートDVの被害を受け、内23.3%が命の危険を感じています。

### <あなたの周りにおける暴力>

暴力の呪縛からの脱出には「周りの理解」が必要です

被害者は暴力による支配関係を生きの中で自分を信じる力を削がれています。被害者の言葉を真摯に受けとめる人がいなければ、絶望感を深めてしまいます。

### ●被害者をさらに傷つける「二次加害」の言葉「別れたらいいじゃない」

王様には“かしずく人”が必要、簡単には別れてくれません。別れ話の際に暴力が激しくなるケースは多いのです。

自分が逃げたあと友人や親族に暴力が及ぶ不安、経済的な不安、仕事や子どものことなど、別れられない理由は複雑です。「暴力が嫌」だから「今の生活を捨てる」と、すべての人が思えるわけではありません。

### 「まさか、彼が」

加害者にひとつのタイプはありません。社会的な信用があるとされる職業の人もあります。人当たりがいい人も多く、被害者の言葉を信じてもらえない場合が多いのです。

### ●「あなたは悪くない」「あなたを信じる」姿勢

加害者と同様に、被害者にもタイプはありません。身近な人にDVを打ち明けられたら、思い込みは捨てて、話を聴いてください。決して被害者の行動を非難してはいけません。心身ともにダメージを受けている被害者は非難されると、さらにダメージを受けてしまいます。自分の話が受け入れられることが自信につながり、状況を冷静に考えられるようになります。

DVへの介入は非常に危険です。被害者に専門機関の情報を提供するのとはとても有効です。ただし、被害者はすぐに動けないのは当然、焦らず、孤立させないように付き合いましょう。



## 回復に向けて

# 一人で抱え込まないで。 一人ぼっちで悩んできたから 心を開くのは難しいし怖いけれど

元夫は自由に振る舞う王様だった。  
そこから子どもを救い出せるのは、私しかいなかった。  
最近は母子の生活にも慣れ、お友だちもできてきた。  
寂しい思いをさせるかもしれないけれど、一番いい選択をしたと思う。

Y・H (結婚10年目の3年前に離婚/子ども3人/父親との面会は2カ月に1回程度)

## 怒鳴りつけることが快感だった元夫。でも 第三者の前では絶対に暴力は振るわない

ガチャ、元夫が鍵を開ける音に冷や汗が出て、恐怖心でいっぱいになる。「なんでこんなことができへんねん。頭おかしいんちゃうか」。同時にたくさんのお金を稼ぐのが苦手で、そこが元夫のストレス解消の的になった。

DVという言葉は知っていたが、自分とは繋がらなかった。私が悪いのだからと自分を追いつめていた。でもしんどい。インターネットで調べたら「精神的DV」「モラルハラスメント」という言葉に出会った。

大人しく優しい人だと思っていたが、結婚して豹変した。性的な要求を聞かなかつたら機嫌の悪い日が続くので受け入れざるを得なかった。家庭内レイプだと感じていた。DV離婚をした人の話を深く聞くと、性的な強要が多い。誰かに相談した？と聞くと、恥ずかしいからしていないと。一人で抱え込むため社会には届かない。

## 面会はするけど養育費は払わない

直接話すのが怖くて「努力はしますが完璧に家事をこなしたりうっかりミスをなくすことは無理です。理解してもらえないなら離婚してください」とメールを送った翌朝、洗面所の壁に穴が開いていた。心底怖かった。

言葉の暴力とはちがひ、明らかな証拠ができた

ので離婚できると思った。でも、お義母さんは「借金したり殴った訳ではないから子どものためにがまんして」。すぐに逃げたかったけれど、今までの付き合いもあるので納得してもらいたかった。

両親を交えた話し合いで経済的なことを聞かれ、「養育費は親の義務だと思います」と言ったら、お義父さんは激昂して「息子を殺す気ですか」。予想外だった。「あなたさえ我慢すれば…。こんな話をされる私たちの身にもなって」。あなたが悪い、一人で勝手に育てろということだった。

養育費はなし。財産分与は学資保険を途中解約した80万円のはずだったが、1か月以上待たされた上、壁紙の交換代を引かれて60万円。待たされた1か月の間、本当にお金がなくて自分の食費を削っていたので、精神的にも体力的にも限界だった。生活保護の申請をして、なんとか命をつなぐことができた。

## 安全とわかっていても大きな声や音に当 時が蘇り、泣いてDV相談に電話をする

面会場所は元夫の実家なので心配はしていない。けれど、初めての面会するとき、元夫の顔を見たらしんどくなり寝込んでしまったので、今は私の親に協力してもらっている。長女は当時の記憶があるので面会から帰ってきて「パパ、大きな声で怒った」と言うことはある。一緒に住んだらいっぱい怒られるとわかっている。

今、回復に向けて、医療機関と民間のカウンセリングと自助グループ\*に通っている。カウンセリングではトラウマ治療の専門家にEMDR\*という心理療法を受けていて、私には合っているようだ。自助グループでは、経験者にしかわからない辛さや喜びが共有でき、孤独感が薄れて前向きになれる。



る。けれど現実、自助グループに誘った人に「精いっぱい生きて今の自分が当時は思い出すことで崩れるのが怖い、そんな気持ちにならない」と言われた。元夫に気づかれたら子どもまで攻撃されるかも、養育費を切られるかもと声をあげられない人も多い。

いろんな人に助けられてはいるものの記憶はなくならない。過去になる部分とフラッシュバックする部分がある。回復にはまだまだ時間がかかると思う。

## 人を信じるのは怖いけれど、自分とつなが ってくれる人は絶対にいる

西宮市役所のDV相談では具体的な手続きを進めてくれた。けれど、以前に行った別の相談では、壁の穴の写真を見せて「逃げたい」と訴えても、「お金はある？ シェルターは一時的よ」夫婦喧嘩としか受け止めてくれなかった。「助けて」と言っても伝わらない場合が多い。「もっと頑張れ」「あなたなら大丈夫」と、ちぐはぐな対応をされたときの絶望感は言い表せない。

それでも渦中の人には「諦めないで」と言いたい。助けてくれるのは専門家とは限らない。たまたま出会った人が親身になってくれたことで勇気が出て、相談機関に行けるかもしれないから。

シングル家庭に抵抗が少ない時代になってきた。声をあげた人たちがいたからだ。私もDV被害の当事者として、フラッシュバックに苦しみながら生きている女性がいることをたくさんの人に理解してもらうために、声をあげようと思っている。

\*自助グループ：共通の問題を持つ人たちが、専門家に委ねず、当事者同士の話し合いによって問題を解決するためのグループ。

\*EMDR (Eye Movement Desensitization and Reprocessing)：眼球運動による脱感作と再処理法。心的外傷後ストレス障害に対してエビデンスのある心理療法。(日本EMDR学会HPより抜粋)





## DVと子ども

# DV被害の女性に声をかけることは、そこに暮らすお子さんも助けることになります

友田尋子 (甲南女子大学看護リハビリテーション学部教員)

専門分野は小児看護学。主な研究テーマは「DVと子どもの虐待に対する研究」。大阪市男女共同参画審議会委員、大阪市男女共同参画創生のまちづくり評議員など、社会活動も行っている。

著書「暴力被害者と出会うあなたへ DVと看護」医学書院、共著書「ドメスティックバイオレンスへの視点」朱鷺書房、「親密な人間関係のための臨床心理学」金子書院、訳本「保健医療のためのDV対応トレーニングマニュアル」解放出版社など多数。

### 家族という希望を手放せない

「あなたが暴力被害から回避できれば子どもへの影響は少ない」というと、DVによって力を奪われ健康被害もある女性に子どもの責任を負わせることになるのではないかと危惧するのですが、DV被害はないという人も虐げられている自覚はあります。家族が拠り所の人にとって、気づかないふりをしたいのです。「家族は一つ」「子どもには両親が必要」など、家族神話に縛られている人にとって「危険だから回避する」選択が難しいという理解は必要です。

人間はどこかに属しているという帰属意識があるからこそ生きていけますし、子どもも家族に実在を求めています。「多様な家族像」というけれどどんな家族像があるのですか？ 多くの人が男性の姓を名乗る男性優位の家族という規範に便宜上同調しています。現実には価値が多様にあるわけでないことをわかっているから女性たちは「家族」を手放せないのです。

### 暴力問題は「健康問題」と捉える

DV家庭の子どもの半数は直接的に暴力を受け、半数は暴力を目撃しています。つまり、DVの家庭で暮らす子どもの多くは子どもの虐待の被害者であると言い換えることができます。暴力の被害状況がちがうため子どもへの支援を一括りにするのは難しいですが、子どもの虐待へのケアとして

考えると想像に難くないと思います。

母親は子どもにかまうことができないほど夫に支配されているため、子どもは睡眠、排泄など日常生活が崩れてしまいます。暴力を目撃したり体験した子どもの多くは、一定の時間に布団の中で眠ることができ、ひどい物音が聞こえず、安心でき、身体が清潔で身なりが整っているなど、これら当たり前のことが保障され、生きていることが楽しいという感覚を体験していくことで、落ち着くようになります。

生活基盤が安定しない生活では明日のことや、将来の夢は考えられません。中には学校にあまり行けず勉強にも集中できない子どももいます。言葉や運動神経系の発達が遅れ不器用な子どもも多く、指先の微細運動がうまく発達しないのです。そのような状態では自尊心も低くなります。

### 早期発見が難しい子どもへの影響

サイレントベビー(泣かない笑わない無表情)は、放置や乱暴な扱いが原因の一つです。乳児期は言葉がわからなくても感覚器を通して状況を感じ、そのことで影響を受けています。子どもの虐待への治療的介入は、論理的思考ができるようになる10歳ぐらいまでにできることが望ましいといわれていますが、いつの時期であろうと気づいたときから見捨てずかわりを始めることです。

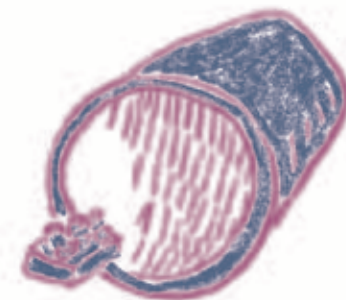
しかし、幼い子どもは一見元気だし、問題行動が

出にくいと、早期に発見することがとても困難です。学期後半以降になると、学業に多くの問題を抱え、対人関係の歪み、攻撃的や自傷、夜間徘徊や買春などといった問題行動が現れてはじめて、DV家庭で育つ子ども、虐待を受けている子どもと気づかれることが多いのです。

### 暴力の連鎖を断ち切るためのキーワードは「第三者」

DV家庭で育った人が過去を語るとき生々しく暴力シーンを説明し、同時に同じように恐怖を体験したと語ります。そのような壮絶な体験をした人が、将来に暴力のない関係をつくむことができた要因に、近隣の人びと、親戚やきょうだい、教師などからの支えがあります。孤立せず信じてもらえた体験、「あのときにかけてもらった言葉」「ときどき家に居させてもらった」などです。それぞれができることをされたのだと思いますが、子どもには響いて、回復につながったのでしょうか。

もし自分がDVや虐待の被害の当事者になったらと思いを馳せて、最善を尽くす役割が私たちにはあると思います。



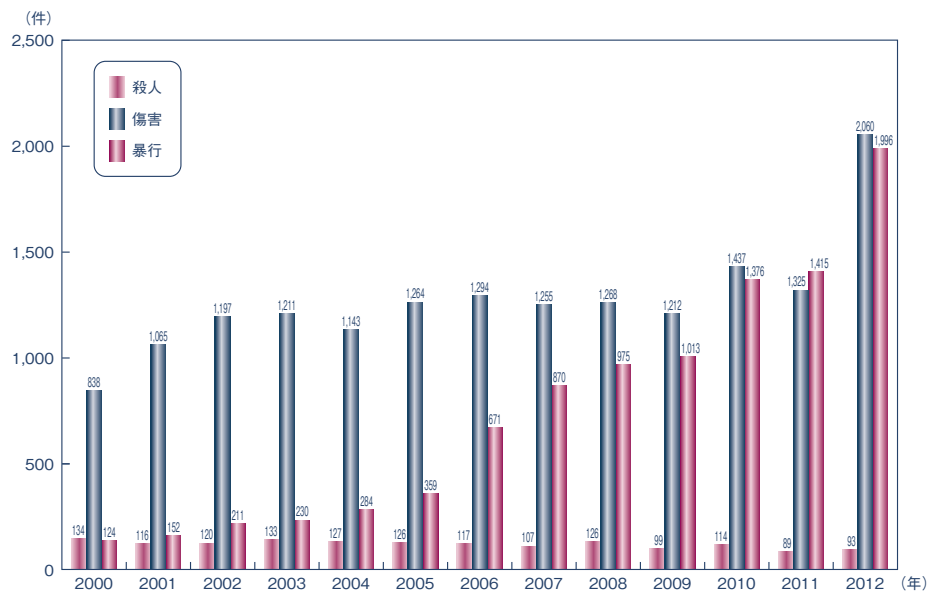


## 暴力の実態

# 数字でみる夫・恋人からの暴力

グラフ1 増える続ける親密な関係における暴力

○夫から妻への犯罪の検挙状況



2012年中に検挙された、配偶者間における犯罪(殺人、傷害、暴行)被害者の93.1%は女性です(警視庁統計)。配偶者間の暴力は、男性(強者)から女性(弱者)への暴力であることが明らかです。

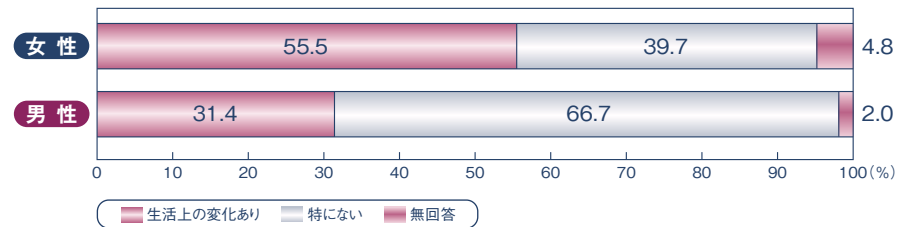
また、検挙件数の推移をみると、傷害、暴行が急増しており、DV防止に向けたさらなる取り組みが必要であることがわかります。

資料：「男女共同参画白書」  
(平成25年度版/内閣府)

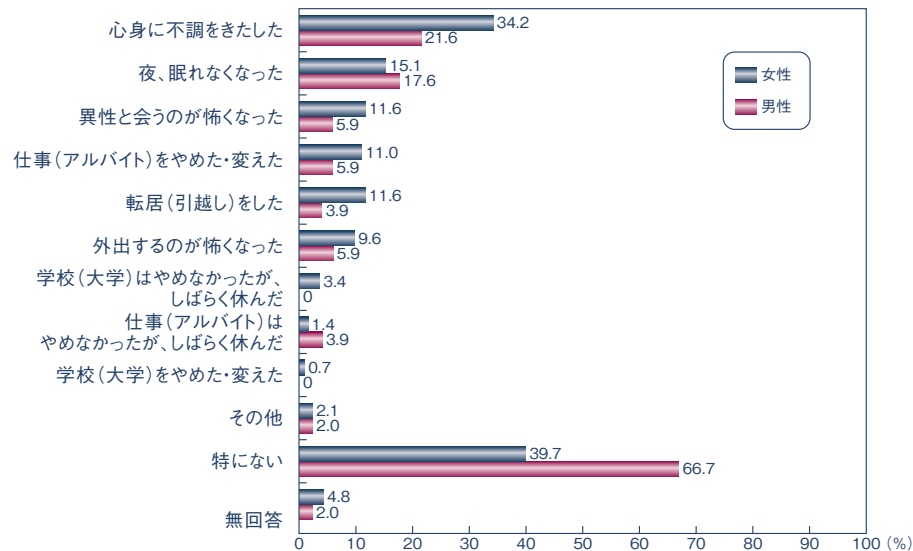


グラフ2 デートDVにより「心身に不調をきたした」

○交際相手からの被害による生活上の変化の有無



○交際相手からの被害による生活上の変化(複数回答)



10代、20代のころに交際相手からデートDVの被害にあった人に生活の変化を聞いたところ、女性55.5%、男性31.4%が「変化があった」と答えています。変化の内容では「心身に不調をきた

した」が男女ともに最も多く、女性は3人に一人、男性5人に一人の割合になっています。

資料：「男女間における暴力に関する調査報告書」  
(平成24年/内閣府)



## あなたは、どうしたいの？

北原みのり (ライター/女性向けアダルトグッズショップ「ラブピースクラブ」代表)

著書：『フェミの嫌われ方』新水社、『毒婦。木嶋佳苗100日裁判傍聴記』朝日新聞出版、『さよなら、韓流』河出書房新社など多数。

「悪い人じゃないんです」

彼女はそう言って、少し怒ったように私を見た。

「私が彼と別れないのは、あなたたちに批判されるようなことですか？」とも言った。

仕事で出会い親しくなったグループの中に、30代の彼女はいた。しばらくして、彼女が語る“カレとのさまざま”に、仲間内のだれもが「それって、DVじゃない？」と言いはじめたのだ。

彼に会うたび、「おまえは頭が悪い」と言われる…とか。したくもないのに気が乗らないのに性行為を強要されたとか。彼の気分を損ねるのが怖いから、ついつい笑ってしまい自分の意見を言えない…とか。

「それって、DVだよ！ 別れなよ！」

と、私たちはだれもが口を揃えた。が、彼女は、そのたびに重たい顔になるのであった。

「でも、付き合うって、多少イヤな面があっても我慢するってことじゃないですか？ 殴られてるわけじゃないし。イヤだなと思っていちいち別れてたら、結局一生一人ぼっちになるんじゃないんですか？」

もちろん彼女はDVという言葉も知っている。カレシがDV男であることもわかっている。でも、わかった上で、「彼を変えてあげるのは私しかない」と決意しているようなのだった。

「それが、DVの罨だよ！」

と私たちはまた叫ぶ。だって、DVの罨は、女が自分を責めてしまうこと。そして自分が彼を愛の力で変えなくちゃ、と思うこと。そしてその“勘違い”は、暴力の連鎖と共依存の深みにずぶずぶとはまっていく最短距離だよ！ 今、傷が浅いうちに別れるべきだ！

そんな私たちとの会話に嫌気がさしたのだと思う。次第に彼女は、私たちのグループから離れていった。

DV問題について考えるとき、私はいつも彼女の顔を思い出す。面白くないときでも微笑むのが癖になっていて、男の人の「意見」にびくついていて、異常に自信がなく、だけど私たちが彼女の人生に口を出すと猛烈に抗議してきた彼女。

一昔前は、DVに名前がついていなかったことが問題を深めていた。今、DVという名前がつくことで、「その暴力はDVだ、犯罪だ」と女たちが声をあ

げられるようになった。それでも、未だにDVを底支えする「愛」の問題は解決していないのかもしれない。「愛があるから彼は暴力を振るうんだ」「私の愛が足りないから彼は暴力を振るうんだ」「私の愛の力で暴力をなくしたい」「愛しているから、簡単に別れてはいけない」「彼に愛されなくなったら、私は無価値だ」そして、「この程度の暴力」を受けているのは、私だけじゃない。他にもいっぱいいる、という奇妙な安堵。

愛は女の言葉と身体をがんじがらめに縛り付ける。「愛」がいけない、というのではない。すべての行為の理由に、都合よくあてはめ、絶対的な正義として「愛」が使われることが、女の自由と欲望と言葉と決意を鈍らせ、奪っていくのだと思う。

ずいぶん前のこと、韓国で性被害にあった女性たちを前にワークショップをしたことがある。性暴力の被害者の彼女たちを前に、私はバイブレーター

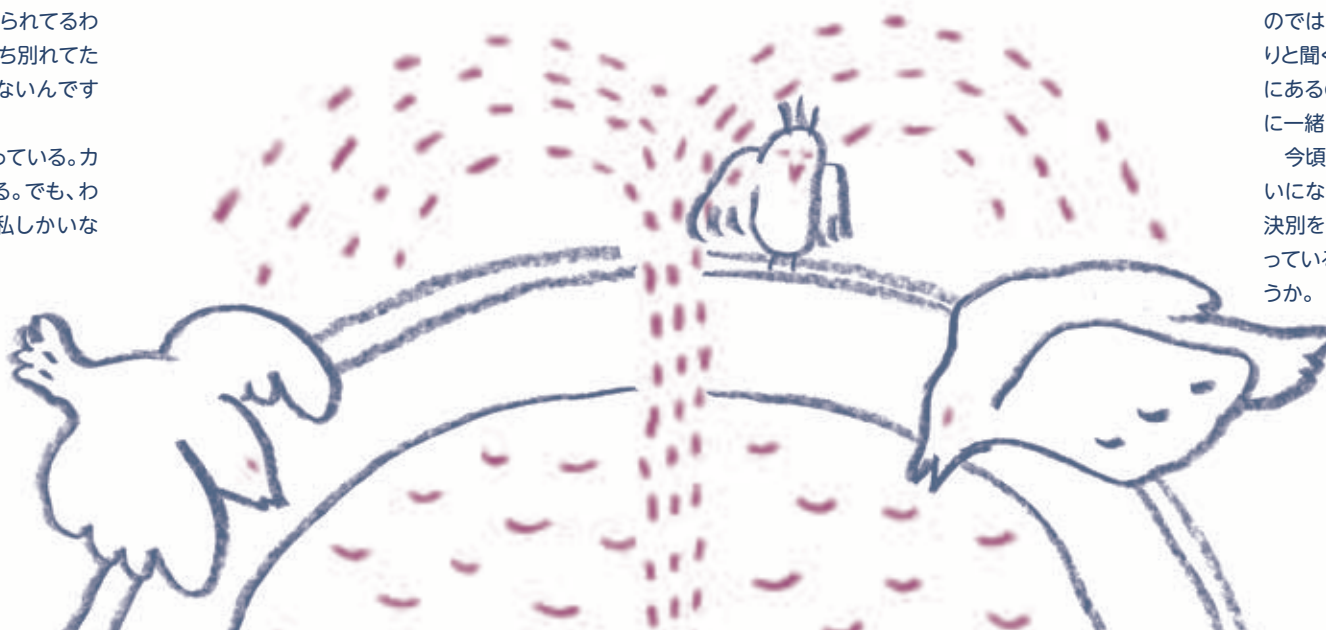
を並べ、その使い方を紹介した。これは、日本ではちょっと考えられないワークショップだった。

主催者の女性が言った。「彼女たちは性で傷ついている。だからこそ、あなたたちが性で傷ついていることと、自分たちが欲望をもつことは、別だ。自分の欲望をもつことを罰してはいけない」と。ワークショップは、女たちが自分の性体験やオーガズムを語る時間だった。理性的で和やかな温かい時間だった。

自分を愛することは、とても難しい。自分を肯定することは、本当に難しい。社会に、男に否定され続けてきた女なら、なおのこと。だからゆっくりと、女同士で自分の身体や欲望を、冷静な言葉で語る。その時間の大切さを私は韓国のフェミニズムから学んだ。

もし私が、もう少し彼女と話ができたのなら、と今も思う。「あなたの彼はまちがっている」と叫ぶのではなく、「あなたは、どうしたいの？」と、ゆっくりと聞くべきだった。「あなたの気持ち良さは、どこにあるの？」「私の気持ちよさはねえ…」とそんな風と一緒に語り合えればよかった。

今頃どうしているだろう。彼のことで頭がいっぱいになる地獄のような日々に、彼女はどのように決別を下しただろうか？ またはまだ、そこに留まっているだろうか。私は、友として、何ができただろうか。



## 親密な関係であっても、暴力は犯罪です

### □配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(2001年成立 2013年一部改正)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護が目的。現在の配偶者だけでなく、元配偶者、同居する交際相手も対象。「暴力」とは、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

配偶者暴力相談支援センターを中心に被害者の保護や自立支援態勢の確立、裁判所における保護命令がある。

#### 《保護命令》

被害者が重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者に対し保護命令を発令する。配偶者暴力相談支援センター、または警察に相談していない場合は、公証人による認証を受けた書面が必要になる。

- (1)被害者への接近禁止命令
- (2)被害者への電話等禁止命令
- (3)被害者の同居の子への接近禁止命令(15歳以上の場合は子の同意が必要)
- (4)被害者の親族等への接近禁止命令
- (5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令

接近禁止期間6ヵ月、退去命令は2ヵ月間。再度の申し立てもできる。保護命令に違反すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金。

### □ストーカー行為等の規制等に関する法律(2000年成立 2013年一部改正)

ストーカー行為を処罰し、規制を行うとともに、被害者に対する援助等を定め、身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止することが目的。規制対象は「つきまとい等」「ストーカー行為」。

「つきまとい等」：恋愛感情が満たされなかったことに対する怨恨を充足するため、相手やその家族などに対して行う、(1)つきまとい・待ち伏せ・押しかけ (2)監視していると告げる行為 (3)面会・交際の要求 (4)乱暴な言動 (5)無言電話、連続した電話、ファクシミリ、電子メール (6)汚物などの送付 (7)名誉を傷つける (8)性的しゅう恥心の侵害などの行為。

「ストーカー行為」：「つきまとい等」を繰り返して行うこと。加害者に対し、警察署長等から警告ができる。警告後、約9割はつきまとい行為をやめている。警告に従わない場合は、公安委員会が禁止命令を行う。禁止命令に違反すると、1年以下の懲役または100万円以下の罰金。

警告の申し出以外に、被害者が加害者を告訴して処罰を求めることができる。罰則は、6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金。

### □西宮市DV対策基本計画(2012~2016)

DVに関する施策の総合的な推進が目的。DV防止の啓発とDV予防教育に注力し、DV被害者支援に有効な事業と今後必要となる事業を明確化し、総合的なDV対策を行うために策定。

### ■配偶者暴力相談支援センター

DV相談のほか、緊急の場合の被害者の一時保護やその後の自立支援などを行う機関。

・相談や相談機関の紹介 ・カウンセリング ・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ・自立して生活するための情報提供や援助 ・被害者が居住、保護できる施設の情報提供や援助 ・裁判所に保護命令を申し立てる際の情報提供

### ■子ども家庭センター(児童相談所)

児童(0~17歳)に関する各種相談や援助などを行う、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。

・児童に関するさまざまな問題 ・児童虐待などの養護相談や非行相談 ・不登校などの育成相談 ・児童の一時保護

### ■シェルター

家族や同居人の暴力から逃れる女性のための緊急一時保護施設。

#### ★現在お住まいの市役所等にご相談ください…

**【住民票を異動させなくてもできること】** 学校の転入学、保育所入所、児童扶養手当の申請、児童手当の申請、定期の予防接種・母子保健法に基づく健診、母子生活支援施設への入所。

#### ★警察…

**【被害届】** 警察に受理されると、捜査が開始される。加害者を逮捕できれば、一時隔離することで、事態の沈静化を図ることができ、加害者に反省の機会を与えることで再被害防止にも効果がある。加害者が拘束されている間に、保護申し立て、避難の準備を行うことができる。在宅で捜査をし、加害者に反省を促し、再被害防止の効果もある。

**【110番登録通報制度】** 番号を登録すると、通報の際、名乗らなくても迅速に対応してくれる。

#### ★そのほかにも…

**【公証人役場】** 地方裁判所へ保護命令の申し立てをする際、配偶者暴力相談支援センターや警察で相談をしていない場合は、公証人に認証を受けた書面が必要になる。

**【裁判所】** 保護命令の申し立て以外にも、加害者に対し、暴力により肉体的・精神的被害を受けたとして損害賠償を求めることができる。

※上記の相談窓口は、裏面に掲載しています。

### 家を出るときに持ち出すとよいもの

○現金 ○貯金通帳と印鑑 ○クレジットカード ○健康保険証 ○運転免許書・パスポートなどの身分証明書 ○相談機関や知人等の電話番号リスト・住所録 ○財産に関する法的書類のコピー ○常備薬、処方箋 ○着替え ○大切なもの(子どもの学校の道具など) ○調停・裁判の際に証拠になるもの(診断書・被害届・日記など)



## 相談窓口

### ■西宮市(祝日、12月29日～1月3日は除く)

#### 【ウェブ女性のための相談室】

電話相談：0798-64-9499 / 月・木 / 10:00～16:00 / 1回40分程度

面接相談：要予約 / 火・水・土 / 10:00～16:30 / 一人1回につき50分

法律相談：要予約 / 第3金 / 14:00～17:00 / 一人30分

※予約 0798-64-9498(月～土 / 9:00～17:15)

#### 【西宮市DV相談室】(西宮市配偶者暴力相談支援センター)

0798-23-6011 / 月～金 / 9:00～17:30

#### 【社会福祉協議会】

生活全般に関わる相談：月～金 / 9:00～17:00(原則電話相談、来所対応可)

母子相談：要予約 / 第1日・第2土 / 9:00～17:00

※予約 0798-23-1031

### ■兵庫県「悩みのホットライン」

DV等女性の悩み相談：078-732-7700 / 毎日 / 9:00～21:00

### ■兵庫県警察本部

ストーカー・DV相談電話：078-371-7830 / 24時間対応

### ■兵庫県西宮子ども家庭センター(児童相談所)

児童虐待防止24時間ホットライン：0798-74-9119

### ■神戸地方務局

女性の人権ホットライン：0570-070-810 / 月～金 / 8:30～17:15

### ■外国人県民インフォメーションセンター

外国人の生活全般に関する相談：078-382-2052 / 月～金 / 9:00～17:00

(英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語)

### ■女性のための「全国共通DVホットライン」

0120-956-080 / 月～土 / 10:00～15:00

### ■よりそいホットライン

0120-279-338 / FAX 03-3868-3811 / 24時間対応

### ■性暴力被害者支援センター・神戸

078-993-1225 / 平日9:00～17:00 / 土9:00～13:00

### ■W・Sひょうご

078-251-9901 / 木 / 12:00～17:00

### ■フェミニストカウンセリング神戸

078-360-5030 / 月 / 13:00～16:00

### ■ウィメンズネット・こうべ

078-731-0324 / 月・水・金 / 10:00～16:00

## ウェブの図書・資料コーナー

### 男女共同参画に関する情報を収集し、提供しています

貸出：月～土 10:00～17:15

図書・雑誌…5冊2週間 / ビデオ・DVD…1本1週間

### DV・デートDV

一身近にある女性への暴力

### あなたはどうしたいと思っている？

発行：西宮市男女共同参画センター ウェーブ  
〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4F  
TEL.0798-64-9495 FAX.0798-64-9496  
[http://www.nishi.or.jp/navi/ln\\_0009600000.html](http://www.nishi.or.jp/navi/ln_0009600000.html)

発行日：平成26(2014)年3月  
イラスト：宮武小鈴

